再生資源回収運動について

① 団体登録について。

実際に再生資源回収運動を**実施する前**に、活動団体の登録が必要ですが、昨年と変更がない場合には書類の提出は**不要といたします。**

なお、代表者等の変更、再生資源回収業者の変更、振込口座の変更がある場合には下記の書類を**環境課　（☎３５－１１３０）** へ提出してください。

≪変更が必要な際の提出書類≫

・「令和５年度　弘前市再生資源回収運動団体登録届」

・「口座振替依頼書」

・「通帳の写し（コピー）」

※ 団体の代表者変更等による口座名義の変更等により、振込不能になることがあります。
口座情報の確認をお願いいたします。

≪注意事項≫

・登録できる口座は団体名の入ったものに限ります。

・年度の途中で、代表者の変更、口座名義の変更等が生じた場合は、速やかに環境課（☎３５－１１３０）へご連絡ください（変更の手続きが必要です。）

・書類の記入誤りの際は、訂正箇所を二重線で消し、訂正の押印もしくは代表者の署名をお願いします**（修正ペン、修正テープ等は使用しないでください）。**

≪再生資源回収業者≫

業　者　名	住　　所	電 話 番 号
（株）青南商事	神田五丁目４－５	３５－１４９０
（有）小笠原紙業	土堂字早川２７６－５	３６－２１９３
（株）伸和産業	堅田一丁目４－２	３５－５２５５
（株）大同紙業	川先四丁目１０－１	２７－５４２５
（有）平山商店	取上五丁目１６－７	３２－０７０４
（有）みちのく	青森市浪岡大字女鹿沢字西富田３４４－３	６２－１３３７

② 回収時の注意点！

再生資源回収運動による報償金は、**ご家庭から出された資源物のみを対象**としています。
事業所や事務所等の営業活動由来のものについては、対象外になりますのでご注意ください。

≪混入不可物について≫

回 収 品 目	混　入　不　可　物
古紙	セロハン紙、油紙、ろう引紙、ビニール等
アルミ缶	スチール缶
空きびん （リターナブルびん）	ワイン、ウィスキー、インスタントコーヒー、調味料のびん、白い一升びん、一升びん以外の酒びん
ＰＥＴボトル	ボトルキャップ
ビール箱 （プラスチック製）	プラスチック以外の箱（木箱）

※

古紙はひも（できるだけ紙ひも）で縛ってください。
※ アルミ缶、空きびんは中をすすいでください。

③ 活動実施後に交付申請！

再生資源回収運動を実施した後、報償金の申請のために下記の書類を提出してください。
１ヵ月分の活動実績を翌月の初めまでに提出いただくので､1 カ月に複数回実施する団体は、書類を紛失しないようにご注意ください。

≪提出書類≫

・「弘前市再生資源回収運動推進報償金交付申請書（様式第１号）」　・・・　月に１枚
・「再生資源集荷引取伝票（様式第２号）」　・・・　活動回数に応じた枚数
※ どちらも再生資源回収業者から発行されます。
※ 内容に誤りがないか必ず確認し、弘前市再生資源回収運動推進報償金交付申請書（様式第１号）に押印若しくは代表者が署名してください。

≪書類の提出先≫

提　出　先	住　　所
環境課（本庁舎） **【郵送の場合はこちら】**	弘前市大字上白銀町１－１　前川新館２階
岩木総合支所　民生課	弘前市大字賀田１－１－１
相馬総合支所　民生課	弘前市大字五所字野沢４１－１

≪申請書類提出期限と口座振込予定日≫

実施期間	提出期限	口座振込予定日
４月から６月	令和５年７月７日（金）	８月４日予定
７月から９月	令和５年１０月６日（金）	１１月１０日予定
１０月から１２月	令和６年１月５日（金）	２月２日予定
１月及び２月	**令和６年３月８日（金）**	５月１０日予定
３月	**令和６年４月５日（金）**	

・申請書類は３か月分まとめて提出いただいても構いませんが、提出忘れや紛失を防ぐためにも、早めの提出をお願いします。
・振込通知書等は発送しませんので、通帳を記帳して早めの確認をお願いします。
・近年活動中の事故が報告されておりますので、くれぐれも注意して行ってください（事故の責任等につきましては責任を負いかねます）。

～お知らせ～

回収量の減少について

　ここ数年はコロナ禍もあり再生資源回収運動による回収量が減少し、活動が難しくなってしまった団体もございます。地域による回収運動は地域コミュニティの一環として非常に重要なものですので、新規で活動を検討されている団体や活動を再開させたい団体等の情報がございましたら、弘前市環境課までご連絡ください。